

## 「労働法」試験 (2023.07.27 実施) 解説

2023.07.27 佐藤

### I. 全体についての講評

#### 1. 全体 **自己点検の記述より大幅に後退した回答が大半でした。**

1. 答案全体として、論理的記述が必要です。設問についての以下の講評の中で提示している単語が登場はするけれども、それが論理的につながっていない答案が多い。設問の1. から4. は、あくまで論理的に記述することができるために設定した設問です。単語の登場よりも、論理的に記述が重要です。

2. 前提として、自分の頭で考えること。丸暗記しても、論述は解答できません。

#### 2. 各設問

1. 論点は、なぜそれが問題となるのかの説明すること。専門用語は説明しないと理解できません。

したがって、用語説明はここに書くこと。社会の実情も書くならば、この項目に書くこと。

2. 法内容の説明の「法」は、法学入門で法源として述べられたことであり、法律・判例などです。

法律条文の数字だけを書いて意味はありませんか。中身を書かなければなりません。言うまでもないことですが、中身とは、条文を書き写すことではありません。

3. 諸説は、少なくとも講義で述べたレベルの内容は記述されていなければなりません。

講義で述べたように、説の名称だけを書いて解答にはなりません。説の名称は説の内容を理解するための手がかりにすぎないので、説の内容を書かなければなりません。

説は、判断基準についての様々な考え方ですので、特定の結論が導き出されるものではありません。原告が勝つか負けるか、いかなる結論となるかは、ケース・バイ・ケースであり、わかりません。

諸説は、論拠と批判が必要です。 **根拠の記述がないものが大半でした→すべて×です。**

4. 自説の述べ方は、一回生「法学ライティング」等の講義で学習した内容が必要です。

5. わずかの新聞記事から事例についての判断などはできません。

6. 全体をみて採点しました。個々の部分だけだと以下の解答例に近いことが記載されていても、他の部分から判断して、理解できていないと考えられる場合には、部分点は出していません。

#### 3. 記述方法

1. 情緒的な記述はダメです。

「広い」「狭い」「重い」「軽い」など、論理的でない記述はダメです。また、要件を提示する記述の中で「など」と書く、「～について」「～に関する」という記述等、ごまかそうとしている記述もダメです。

### III. 個別問題毎の講評

①から⑤の新聞記事から二つ選び、それぞれ次の点につき答えなさい。

1. 記事において問題となっている労働法上の論点
2. その論点の前提となる法内容の説明
3. その論点に関する諸説
4. その論点に関する自らの見解

注意：1. 選択した記事番号を明記すること。二題の解答がないと回答とは認めない。二題の解答の順序は問わない。  
2. 一題を解答用紙の表面に他の一題を裏面に書く目安で記述すること。解答に関係ない事項を記入した答案は無効と扱う。  
3. 採点基準 (各問50点満点、合計100点満点で採点する)  
a) 設問の1. から4. の項目毎に、基本的には○△Xの三段階評価を行う。  
b) 必要なことが述べられていれば○で10点、不十分ならば△で5点、関係することが何も述べられていないとXで0点。  
c) さらに、独創的な考えがみられた場合には、各問共に10点の範囲で追加点をつける。

## ①ワタミ労働組合

朝日新聞 2016年06月17日付より作成

居酒屋チェーン大手のワタミで初めて労働組合が結成された。グループの正社員、アルバイトの大半が入った。ワタミによると、1984年の創業以来、企業別労組はなかったという。5月16日、労組「ワタミメンバーズアライアンス」が結成され、入社すると同労組に加入することになる「ユニオンショップ協定」を労使で結んだ。同社の経営陣はこれまで、「社員は家族だ」といった経営理念から労組に否定的だったが、長時間労働などで「ブラック企業」と批判され、業績も悪化。労務管理を見直してきた。労組結成により、組合員の声が直接届くことに期待しているという。

### 1. 労働法上の論点

- 1.要点 : ユニオンショップ協定の合憲性
- 2.採点基準 : なぜ問題となるのかの説明があれば、△。説明の内容が十分であれば、○

### 2. 法状況の説明

- 1.要点 : 法的根拠としての憲法28条、他組合の組合員へは効力否定の判例
- 2.採点基準 : 部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○

### 3. 諸説

- 1.要点 : 争点は消極的団結権・積極的団結権・勤労権の侵害か否か、違憲説・合憲説
- 2.採点基準 : 説の名称のみでは、×。内容と根拠が述べられていて、△。批判まで述べられていれば、○

### 4. 自説

- 2.採点基準 : 自らの立場が選択されていることが最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

## ②医療法人K会事件

朝日新聞 2017年09月08日付より作成

病院を運営する法人から看護学校の学費を貸し付けてもらう代わりに、その病院で一定期間働くことの是非をめぐる控訴審判決が6日、広島高裁であった。長門市の病院を運営する医療法人が、病院で働いていた40代の女性看護師と連帯保証人の父親に対して計253万円の返還を求めていた。判決文によると、女性は2005年4月から看護補助の職員として病院で働き、14年8月に退職した。この間、医療法人から学費の貸し付けを受けて看護学校に通い、07年2月に准看護師の、10年3月に看護師の資格を取得した。法人は規定で看護学校卒業後に准看護師は4年、看護師は6年以上働いた場合に学費の返金を全額免除するとしていた。

### 1. 労働法上の論点

- 1.要点 : 「お礼奉公」は返還免除特約付金銭消費貸借と解すべきか否か
- 2.採点基準 : なぜ問題となるのかの説明があれば、△。説明の内容が十分であれば、○

お礼奉公の説明はここに入れること(「奉行」と書く×です)

\*お礼奉公として問題となっている契約は、継続勤務を義務付けるものではなく、継続勤務することで返還が免除されるものです。これが事実上の拘束となっているのが問題です。ここの勘違いが非常に多かった。

### 2. 法状況の説明

- 1.要点 : 労働基準法(労働憲章・封建遺制の排除)、判例はないので書いてなくても可
- 2.採点基準 : 部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○

\*直接この問題を対処する条文はありません(だからこそ解釈の問題になるのです)。したがって、存在する規定の趣旨が、労働者の足止め策を禁止するものであることと理解することが大切です。そこから、お礼奉公も足止め策なので規定の趣旨に反する、という解釈が出てくるのです。

→条文を書いても得点にはなっていません。「足止め策」云々の記述が必須です。

### 3. 諸説

- 1.要点 : 返還免除特約付金銭消費貸借、賃金、労基法16条(5条、17条)違反
- 2.採点基準 : 説の名称のみでは、×。内容と根拠が述べられていて、△。批判まで述べられていれば、○

### 4. 自説

- 2.採点基準 : 自らの立場が選択されていることが最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

### ③イッセイミヤケ事件

朝日新聞 2020 年 07 月 18 日付より作成

アパレルブランド「イッセイミヤケ」の運営会社が、来春に就職予定だった大学卒業見込み者らの内定を取り消したことがわかった。新型コロナウイルスの影響で売り上げが減ったためだとしている。同社によると、内定取り消しは総合職や販売職などが対象で、一部の専門的な職種は除くという。3～4月にかけていったんは内々定を出していた。

#### 1. 労働法上の論点

1.要点 : 内々定で労働契約締結と考えられるのか

\*「内定」の論点ではない。新聞記事の掲載が7月で、内容として来春卒業、なので。

\*労働契約締結と考えられるのは、「合意」があるか否かです。この記述が最低限ないと得点になりません。

2.採点基準：なぜ問題となるのかの説明があれば、△。説明の内容が十分であれば、○  
内々定とは何かの説明はここに入れること

#### 2. 法状況の説明

1.要点 : 労働契約法6条、労働契約の特質=労働者の生存権保障、  
内定の法的性質(大日本印刷事件最高裁判決)

2.採点基準：部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○

#### 3. 諸説

1.要点 : 候補者の通知、予約、労働契約成立

2.採点基準：説の名称のみでは、×。内容と根拠が述べられていて、△。批判まで述べられていれば、○

#### 4. 自説

2.採点基準：自らの立場が選択されていることが最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

### ④働く人の法律相談

朝日新聞 2015 年 08 月 31 日付より作成

「業務で英語を使うことが増えてきたため、米国へ1カ月の短期留学に行くことにしました。そのため年次有給休暇(有給)を取りたいと伝えたら、会社から『人手が足りなくなるから、2週間ずつ分けて』と言われました。留学期間を短くしないとだめでしょうか」という相談です。

#### 1. 労働法上の論点

1.要点 : 長期連続休暇の場合に、労働者に事前の調整義務が課せられるか

\*「連続」であることが問題ですので、単に「長期」だけでは得点になりません。

\*「労働者に」義務付けられるかが問題ですので、単に「事前の調整義務」だけでは得点になりません。

2.採点基準：なぜ問題となるのかの説明があれば、△。説明の内容が十分であれば、○

#### 2. 法状況の説明

1.要点 : 年次有給休暇制度(労基法39条)、時季指定権・時季変更権限、労働者の時季指定を尊重の判例  
時事通信社事件判決

\*講義で判決文を読みましたが、最判は労働者に義務があるとは述べていません。そのような記述は×です。

最判のように使用者の裁量を認めると、労働者に義務付けることになるとの趣旨です。

2.採点基準：部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○

#### 3. 諸説

1.要点 : 時季指定権説・事前の調整義務説

2.採点基準：説の名称のみでは、×。内容と根拠が述べられていて、△。批判まで述べられていれば、○

#### 4. 自説

2.採点基準：自らの立場が選択されていることが最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

## ⑤三菱ふそう事件

朝日新聞 2022年09月26日付より作成

三菱ふそうトラック・バス（本社・川崎市）で2015年に急性心不全で死亡した男性社員（当時38）は、同社京都支店で自動車整備を担当していた15年7月、勤務中に体調不良を訴えて入院し、その日に亡くなった。亡くなる直前2カ月の時間外労働は平均月77時間だった。労基署は16年、男性の時間外労働が国の定めた過労死ラインに満たないとして、遺族からの労災申請を退けた。遺族は19年、国に決定の取り消しを求めて京都地裁に提訴していた。男性は空調設備のない場所で高温のスチームによる洗浄作業などをしており、著しい疲労の蓄積があったとされる。

### 1. 労働法上の論点

- 1.要点 : 過労死の労災認定基準は平均人基準か本人基準か
- 2.採点基準 : なぜ問題となるのかの説明があれば、△。説明の内容が十分であれば、○  
「過労死」の説明はここに入れること

### 2. 法状況の説明

- 1.要点 : 労災補償(労基法8章・無過失責任主義)、労災保険(労災保険法・責任保険)、業務上認定
- 2.採点基準 : 部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○

### 3. 諸説

- 1.要点 : 厚生労働省の見解(平均人基準)・本人基準
- 2.採点基準 : 説の名称のみでは、×。内容と根拠が述べられていて、△。批判まで述べられていれば、○

### 4. 自説

- 2.採点基準 : 自らの立場が選択されていることが最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

## Ⅲ. 合格率 : 96.3%

2022年度は93.3%、2019年度は94.0%、2018年度は97.9%、2017年度は95.0%、2016年度は96.3%、2015年度は93.2%、2014年度は92.7%、2013年度は90.6%、2012年度は95.7%、2011年度は92.5%、2010年度は97.7%、2009年度は95.6%、2008年度は94.5%、2007年度は93.2%。

受験者：108人、合格者：104人、不合格者：4人。以外に、講義不受講者が2人。

\*毎回の自己点検の点数も例年に比して高いものでしたが、合格率も高くなりました。不合格の4人は、法学の講義なのに法についての記述がない(あるいは全く関係ない記述の)白紙答案に近いものでした。なお、課題未提出が多量の者は、答案も0点ですが、講義不受講者として、合格率の算定には(分母にも分子にも)加えていません(毎年同じように扱っています)。

合格者中における評価割合は、A+ : 4.8%、A : 26.0%、B : 42.3%、C : 26.9%

2022年度は、A+ : 5.4%、A : 26.1%、B : 42.4%、C : 26.1%

2019年度は、A+ : 4.5%、A : 19.9%、B : 39.1%、C : 36.5%

2018年度は、A+ : 5.5%、A : 25.2%、B : 38.2%、C : 31.1%

2017年度は、A+ : 6.2%、A : 26.8%、B : 38.9%、C : 28.1%

2016年度は、A+ : 5.6%、A : 21.6%、B : 42.2%、C : 30.6%

2015年度は、A+ : 5.5%、A : 26.5%、B : 43.4%、C : 24.7%

2014年度は、A+ : 5.8%、A : 24.7%、B : 41.6%、C : 27.9%

2013年度は、A+ : 5.7%、A : 22.6%、B : 37.0%、C : 34.8%

2012年度は、A+ : 5.0%、A : 23.8%、B : 43.0%、C : 28.3%

2011年度は、A+ : 4.6%、A : 22.8%、B : 39.8%、C : 32.4%

2010年度は、A+ : 5.5%、A : 27.6%、B : 41.7%、C : 25.2%

2009年度は、A+ : 5.2%、A : 26.0%、B : 43.5%、C : 25.3%

2008年度は、A+ : 4.7%、A : 21.1%、B : 45.0%、C : 29.2%。

なお学部基準は、A+ : 5%程度、A : 25±5%程度、B : 40±5%程度、C : 30±5%程度です。